

指針に盛り込むべき事項（案）

（１）都道府県の策定する文化財保存活用大綱について

○策定の趣旨

策定の目的、策定により期待される効果、都道府県と市町村の役割分担の考え方等

○策定の手続

- ・策定体制（都道府県庁内の体制、地方文化財保護審議会への意見聴取や住民の意見の反映等の望ましい検討体制の在り方等）
- ・文化庁との事前相談
- ・策定した大綱の文化庁・関係市町村への送付等

○大綱に記載することが考えられる事項

- ・大綱の位置付け（都道府県の総合計画や他政策との関係）
- ・当該都道府県の概要（自然的・社会的・歴史的環境、域内の歴史文化の特性等）
- ・域内の文化財の概要・特徴（指定・登録等文化財、既存の調査の概要等）
- ・域内の文化財の保存・活用に関する基本的な考え方・取組の方針
- ・複数市町村にまたがる広域的な取組の方針（防災・災害発生時の対応、教育、観光等）
- ・地域計画を作成しようとする市町村に対する支援の方針（小規模市町村への支援を含む）
- ・域内の文化財の保存・活用を図るために都道府県が講ずる措置の内容（普及啓発・人材育成等の都道府県が実施主体となるものを含む）
- ・域内の文化財の保存・活用の体制（都道府県の担当部局の体制、関係部局との連携、市町村との連携、博物館等の関係機関との連携等） 等

（２）市町村の作成する文化財保存活用地域計画について

○作成の趣旨

作成の目的、作成により期待される効果等

○作成及び国への認定申請手続

- ・作成体制と作成の手続（市町村庁内の体制、地方文化財保護審議会への諮問、協議会における検討や住民の意見の反映等の望ましい検討体制の在り方）
- ・文化庁との事前相談
- ・文化庁への認定申請（申請に必要な書類・手続等）

○地域計画に記載すべき事項

- ・域内の文化財の保存・活用に関する基本的な方針
 - 地域計画の位置付け（市町村の総合計画や他政策との関係）
 - 当該市町村の概要（自然的・社会的・歴史的環境、域内の歴史文化の特性等）
 - 当該市町村に所在する文化財の概要・特徴（把握できている文化財のリスト等を含む）
 - 当該市町村に所在する文化財の現状・課題
 - 域内の文化財の保存・活用に関する基本的な考え方・取組の方針
 - 関連文化財群の設定（任意） 等
- ・域内の文化財の保存・活用を図るために市町村が講ずる措置の内容
 - 文化財の保存・活用の現状と課題
 - 文化財の修理・防災対策・整備等
 - 所有者への支援
 - 目録やデータベース等の管理
 - 現状変更の制限等の保護措置や諸手続
 - 普及啓発・地域振興など活用に関する取組
 - 学校教育・社会教育に関する取組
 - 文化財保存活用区域の設定（任意） 等
- ・域内の文化財を把握するための調査に関する事項
 - 既存の調査の概要、未調査の範囲、今後の調査の必要性・実施の方針等
- ・計画期間
- ・その他
 - 域内の文化財の保存・活用の体制（担当部局の体制、他部局との連携体制、文化財保護指導委員等の外部人材との連携、文化財保存活用支援団体等の民間との連携等の方針） 等

○文化庁における地域計画の認定

認定手続、認定基準等

○認定を受けた地域計画の変更

変更認定の申請手続、変更認定を要しない軽微な変更の内容等

○認定された場合の特例

登録文化財の提案の手続、認定市町村への事務処理特例の適用の手続等

○その他

認定取消し、計画の実施状況に関する報告徴収 等

(3) 文化財保存活用支援団体について

○支援団体の指定の趣旨

指定の目的、期待される効果等

○支援団体が行う業務の内容

○支援団体の指定に当たっての留意事項

指定の対象となり得る団体の例、団体の組織面・財政面等の指定の際に確認すべき事項等

○支援団体と市町村との連携

○その他

指定取消し、市町村による支援団体に対する監督 等

(4) 個々の文化財の保存活用計画について ※詳細は文化財の種類ごとに検討中

○作成の趣旨

作成の目的、期待される効果等

○作成及び国への認定申請手続

○保存活用計画に記載すべき事項

- ・文化財の名称等
- ・文化財の保存・活用のために行う措置の内容
- ・計画期間
- ・その他

○文化庁における保存活用計画の認定

認定手続、認定基準等

○認定を受けた保存活用計画の変更

変更認定の申請手続、変更認定を要しない軽微な変更の内容等

○認定された場合の特例

現状変更等の許可等の特例の適用の手続等

○その他

認定取消し、計画の実施状況に関する報告徴収 等